春日井市社会福祉協議会事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地域社会福祉の増進を図るため、予算の範囲内で、春日井市社会福祉協議会(以下「協議会」という。)が行う事業に対し、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、春日井市補助金等に関する規則(昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業)

- 第2条 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、協議会が行う 次の事業とする。
 - (1) 地域福祉サービスセンター事業 特別心配事相談所事業
 - (2) ボランティア事業
 - (3) 全国民生委員協議会関係事業
 - (4) 社会福祉協議会事務局運営に係る人件費(委託事業に係る人件費を除く。) (補助額)
- 第3条 補助金の額は、補助事業に要する経費の額以内とする。

(補助金の交付方法)

第4条 補助金は、規則第4条の規定による補助金の交付決定をした後、協議会 の請求に基づいて交付するものとする。

(実績報告)

- 第5条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業等実績報告書に事業実績 書を添えて、補助金の交付決定のあった年度の末日までにしなければならない。 (雑則)
- 第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月20日から施行する。